

久慈市復興推進計画（案）

平成 年 月 日

岩手県久慈市

1. 計画の区域

久慈市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード 9.0 の東日本大震災は、沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても、死者 4 人、行方不明者 2 人、重軽傷者 10 人のほか、住宅、事業所等の全壊など、甚大な被害を受けた。

特に、商工関係については、商業関係 57 社、工業関係 49 社が被災し、その被害額は約 150 億円と被害総額の約半分を占めている。

このような中で、多数の離職者が出たところであり、震災前から雇用情勢の厳しい本市にとって、雇用の維持は被災者の安定した生活を確保するための大きな課題となっている。

このことから、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の中核的な産業である食料品製造業について、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進するため、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市で食料品製造を行う株式会社十文字チキンカンパニー（以下、「対象事業者」という。）が、市内小久慈町地区において、鶏肉製造工場を増設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の食料品製造業は、市内の製造業において、従業員数の約 37%を占める中核的な産業である。また、対象となる事業は食料品製造業の従業員数の約 46%を占める事業者が実施するものである。

したがって、当該事業を行うことは、目標に掲げた「本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
農林中央金庫

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

今般、対象事業者が行う事業は、震災後に求められている雇用の場の創出を図るものであり、本工場において製造されている鶏肉製品の生産性の向上と増産体制が図られ、25 名の新規雇用が創出されることとなる。

これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、本市、農林中央金庫、対象事業者を構成員とする久慈市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。